各国における意匠制度の特徴の比較

			日本 (JPO)	アメリカ合衆国 (USPTO)	欧州共同体 (OHIM)	韓国 (KIPO)	中国 (SIPO)	WIPOにおける意匠制度調和に 向けた議論
			意匠権	意匠特許 (Design Patent)	登録共同体意匠 (RCD:Registered Community Design)	デザイン権	意匠特許権 (中文では「外観設計専利」)	第26回SCT事務局案
出願件数			31756件 (2010年)	28301件 (2010年)	20288件(意匠数は74596)(2010 年)	58974件 (2010年)	421273件 (2010年)	_
にす事 関る項	根拠法		意匠法(昭和34年法律第125号)	合衆国法典第35巻(35U.S.C)	欧州共同体意匠理事会規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002)	デザイン保護法(旧意匠法) ※改正デザイン保護法2011年 12月国会審議中	中華人民共和国専利法	_
	保護対象	「意匠」の定義	物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの		製品全体又は部分の外観	物品(物品の部分及び書体を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの		
		物品性の要請の程 度	有体物としての物品を前提として、物品と意匠の一体性を要求	物品性を基本とするが、物品性 の解釈・運用は弾力的に行なわ れている		物品性を基本とする(例外的に「書体」も物品と擬制して保護対象とする) ↓ 「物品」を独立性のある具体的な工業又は手工芸製品、及び「産業デザインの国際分類に関するロカルノ協定」で定める物品とする(2012.10~予定)		締約国の法律によって定められ る
		画面デザイン	を物品の部分として保護	表示画面に表示される画像(表示画面の物品の種類は問われない)	 画像自体、アイコン自体として登録可能	_, _,	画像は保護対象外	
	主な登録3 主体)	要件(カッコ内は判断	新規性(需要者) 創作非容易性(当業者) 工業上利用可能性	新規性(平均的な観察者) 非自明性(通常のデザイナー) 実施可能性	新規性 独自性(情報に通じた使用者)	新規性 創作非容易性 工業上利用可能性	新規性(一般消費者)	_
		制度の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	失の例外	適用期間	出願日前6か月	出願日前12月	出願日又は優先日前12月	出願日前6月	出願日又は優先日前6月	出願日又は優先日前[12か月][少なくとも6か月]
		適用の請求時	出願時	登録要件又は権利の有効性が 問われたとき	権利の有効性が問われたとき	出願時 ↓ ①出願時、②登録要件又は権 利の有効性が問われたとき (2012.10~予定)		出願時
		適用対象	公報は対象外	公報も対象	公報も対象	公報も対象	公報は対象外	_
		証明書提出時	出願の日から30日以内	登録要件又は権利の有効性が問われたとき	権利の有効性が問われたとき	出願の日から30日以内 ↓ ①出願の日から30日以内、②登録要件又は権利の有効性が問われたとき(2012, 10~予定)		_
	権利の効力	力範囲	同一又は類似の意匠に及ぶ	全体的にみて通常の観察者が 誤認して購入する程度に類似す るデザインに及ぶ		同一又は類似のデザインに及 ぶ	同一又は類似の意匠に及ぶ	_
	意匠権の 起算点	権利期間の終期及び	登録から20年	付与から14年	出願日から5年、以後5年毎に4	登録から15年 ↓ 出願から20年(2012.10~予定)	出願から10年	_
	秘密意匠 制度	制度の有無	あり	無し	あり(公開繰延制度)	あり	無し	あり
		秘密期間	登録日から最大3年		出願日又は優先日から最大30 か月	登録日から最大3年		出願人の申請により、適用法で 定められた最長期間の間、非公 開にする。少なくとも出願日から 6ヶ月(優先権が主張される場合 は優先日から6ヶ月)
		手続時	出願時又は登録料納付時		出願時	出願時から登録料納付時まで		-
	実体審査の	の有無	あり(審査登録主義)	あり(審査登録主義)	事実上の無審査主義(審査対象 は①意匠の定義に該当するか 否か②公序良俗違反か否か の2点のみ)	審査主義、ただし一部の物品については部分的な無審査登録 主義(審査官によるサーチを行わない)	無審査主義	-
	国際条約 への加盟	パリ条約	O O	0	-	0	O O	_
		ヘーグ協定	× ×	×	- O	×→○(2012. 10以降予定)	× 0	_
にす事項	複数意匠の出願	ロカルノ協定	X 原則として一意匠一出願		- 同一ロカルノクラス内の複数の 意匠(上限なし、電子出願の場合は99意匠まで)	□ = 一 = 一 = 一 意匠 — 出願だが、特定物品 (無審査登録可能なもの)につい ては20意匠まで一出願に含める ことが可能 □ 出願に100意匠まで出願可能 (2012. 10~予定)	同一製品の類似する意匠を10 意匠まで含めることが可能	一 適用法で規定される条件に従い、出願は2つ以上の意匠を含 んでもよい。
	図面提出 要件			クレームした意匠を表現するの に十分な数の図の提出が必要		デザインの創作内容と全体的な 形態を明確に表現する1図以上 の図面		最低1図、数は出願人の任意
	必要なコ スト	出願·登録料	意匠登録出願:16,000円 秘密意匠の請求:5,100円	出願料: 250ドル 付加料: サーチ料120ドル、審査 料160ドル、特許発行料990ドル		(電子出願) 60,000ウォン (書面出願) 70,000ウォン	出願料:500元 登録料:205元	-
		更新料	第1年から第3年:毎年8,500円	無し(更新のための費用を要し	意匠出願の場合)	※無審査登録の場合はそれぞれ1デザインごとに45,000ウォン・55,000ウォン 第1年から第3年: 毎年25,000ず		_
		<u>~171177</u>		ない)		つ75,000ウォン		
			第4年から第10年: 毎年16,900円		第2期:120ユーロ	第4年から第6年: 毎年35,000 ウォン	第4年から第5年: 毎年900元	
			第11年から第20年: 毎年33,800 円 ↓		第3期:150ユーロ 第4期:180ユーロ	第7年から第9年:毎年70,000 ウォン 第10年から第12年:毎年140,000		
			毎年16,900円(2012年4月~)		2,7 1,991 1 1 1 H	第10年から第12年: 毎年140,000 ウォン 第13年から第15年: 毎年210,000 ウォン		

1